

議案第 20 号

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険条例(昭和 34 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条(見出しを含む。)中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第 2 条の見出し中「国民健康保険運営協議会委員」を「桐生市国民健康保険運営協議会委員」に改め、同条中「国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)」を「桐生市における国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)第 11 条第 2 項の規定に基づき設置される国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、桐生市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とし、協議会」に改める。

第 7 条中「国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 20 号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国民健康保険法の一部改正に伴い、市が実施する国民健康保険の事務について、所要の改正を行おうとするものです。